

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタ ン	ウズベキスタン共和国政府に対 する贈与に関する日本国政府と ウズベキスタン共和国政府との 間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	250,000千円 -----	H24.3.20 タシケン トで (同日)	日本側 黒田義久在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 アブド カラ・アリボフ副首相	H24.4.5 127号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	220,000千円 H29.12.31 まで	H24.5.3 タシケン トで (同日)	日本側 山根隆治外務副大 臣 ウズベキスタン側 アブド カラ・アリボフ副首相	H24.5.18 177号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。